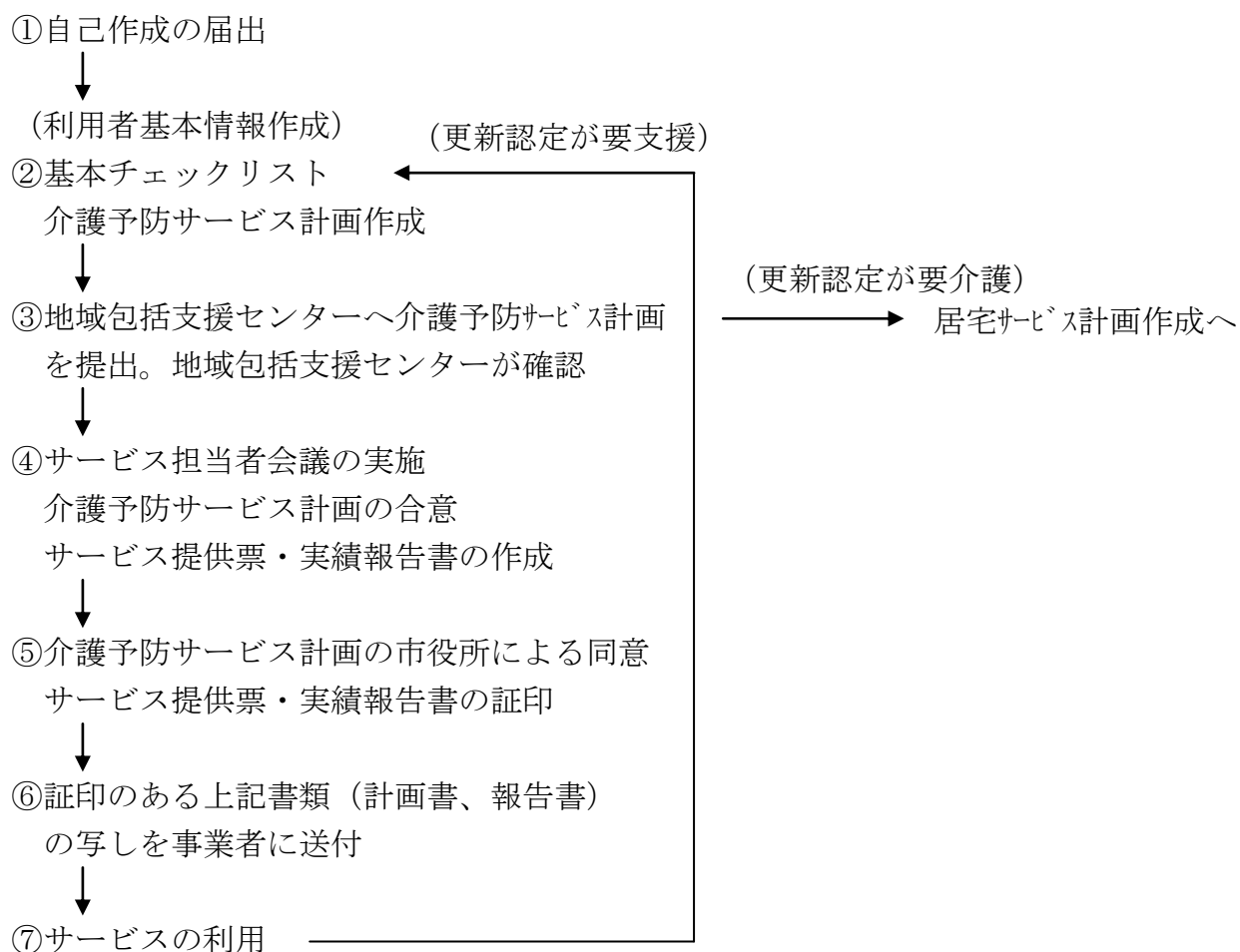


要支援の自己作成の流れ



サービス提供票・実績報告書について

介護予防サービスの場合、一度「サービス提供票・実績報告書」を作成すると、サービス事業所の方で毎月実績を記入して返却します。

- ① サービス提供票・実績報告書の作成
- ↓
- ② ①を市役所に提出(確認印押印)。事業所に提出(1回)
- ↓
- ③ サービス事業所が毎月②をコピーして△月分として実績をご本人(ご家族)に報告
- ↓
- ④ 毎月5日までに、利用した前月の実績をご本人(ご家族)が市役所に提出
- ↓
- 市役所で給付管理を実施